

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和6年1月9日

香川県知事 池田 豊 人

- 1 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。）

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
綾川町	令和6年4月22日（月）	綾上農村環境改善センター	10：00～15：00
	令和6年4月23日（火）	綾南農村環境改善センター	10：00～15：00
	令和6年4月24日（水）	綾南農村環境改善センター	10：00～15：00
	令和6年4月25日（木）	綾南農村環境改善センター	10：00～15：00
三木町	令和6年5月7日（火）	三木町農村環境改善センター	10：00～15：00
	令和6年5月8日（水）	三木町農村環境改善センター	10：00～15：00
直島町	令和6年5月9日（木）	直島町浄化センター	11：30～13：40
小豆島町	令和6年5月27日（月）	苗羽公民館	10：50～14：20
	令和6年5月28日（火）	苗羽公民館	10：40～14：45
	令和6年5月29日（水）	殿川ダム管理事務所	13：00～14：45
	令和6年5月30日（木）	小豆島町農村環境改善センター	10：30～15：00
	令和6年6月3日（月）	小豆島町農村環境改善センター	10：30～15：00
	令和6年6月4日（火）	小豆島町農村環境改善センター	10：30～15：00
	令和6年6月5日（水）	安田公民館	10：40～14：45
	令和6年6月6日（木）	草壁公民館	10：40～14：45
	令和6年6月10日（月）	草壁公民館	10：40～14：45
	令和6年6月11日（火）	福田公民館	10：50～12：00
土庄町	令和6年5月29日（水）	北浦公民館	10：30～11：30
	令和6年6月11日（火）	大部公民館	13：00～14：40
	令和6年6月12日（水）	アクティブ大鐸	10：30～14：45
	令和6年6月13日（木）	土庄町役場	10：10～15：00
	令和6年6月17日（月）	土庄町役場	10：10～15：00
	令和6年6月18日（火）	土庄町役場	10：10～15：00
	令和6年6月19日（水）	土庄町役場	10：10～15：00
	令和6年6月20日（木）	旧唐櫃浜集会所 豊島公民館	9：40～11：00 13：00～15：30
まんのう町	令和6年10月1日（火）	仲南公民館	10：00～11：20
		琴南公民館	13：00～15：00
	令和6年10月2日（水）	まんのう町役場	10：00～15：00
	令和6年10月3日（木）	まんのう町役場	10：00～15：00
宇多津町	令和6年10月7日（月）	宇多津町役場	10：00～15：00
	令和6年10月8日（火）	宇多津町役場	10：00～15：00

多度津町	令和6年10月9日(水)	多度津町民会館	10:00~15:00
	令和6年10月10日(木)	多度津町民会館	10:00~15:00
琴平町	令和6年10月15日(火)	琴平町役場	10:00~15:00
	令和6年10月16日(水)	琴平町役場	10:00~15:00
	令和6年10月17日(木)	琴平町役場	10:00~15:00
さぬき市	令和6年10月21日(月)	さぬき市役所附属棟	10:00~15:00
	令和6年10月22日(火)	さぬき市大川体育館	10:00~15:00
	令和6年10月23日(水)	長尾保健センター	10:00~15:00
	令和6年10月24日(木)	津田保健センター	10:00~15:00
	令和6年11月11日(月)	さぬき市漁業協同組合小田支所	10:00~11:00
		寒川農村環境改善センター	13:00~15:00
令和6年11月12日(火)	JA香川県よりそいプラザ鴨部	10:00~15:00	
東かがわ市	令和6年11月13日(水)	東かがわ市引田公民館	10:00~15:00
	令和6年11月18日(月)	東かがわ市三本松コミュニティセンター	10:00~15:00
	令和6年11月19日(火)	東かがわ市三本松コミュニティセンター	10:00~15:00
	令和6年11月20日(水)	東かがわ市交流プラザ	10:00~15:00

2 計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。）

検査区域	検査期間	検査場所
さぬき市 東かがわ市 小豆郡 木田郡 香川郡	令和6年7月1日から同年8月31日まで	特定計量器の所在の場所

備考 特定計量器検定検査規則第39条第1項第5号の規定により、その所在の場所で実施することとした定期検査に係る特定計量器は、ひょう量が500キログラムを超える非自動はかりとする。